様式第２号(第４条、第６条関係)

福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払制度に係る誓約書

年　　月　　日

琴浦町長　　様

届出者　　所　在　地

事業者名称　　印

代 表 者 名

受領委任をした被保険者氏名

被保険者番号(　　)

琴浦町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに係る事務取扱要綱(以下「要綱」という。)の規定による受領委任制度の取り扱いを申し出るに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

１　介護給付費の対象となる特定福祉用具(以下「福祉用具」という。)又は住宅改修(以下「住宅改修」という。)の提供に関しては、関係法令、琴浦町の要綱等を遵守すること。

２　福祉用具購入又は住宅改修に当たっては、琴浦町、居宅介護支援事業者その他関係機関との連携に努めること。

３　要綱に定める要介護被保険者等から本制度の利用を求められたときは、当該要介護被保険者等が町の被保険者であること、要介護認定又は要支援認定を受けていること、「給付制限」の欄に支払方法変更等の措置の記載がないこと及び自己負担の割合を確認すること。

４　要介護被保険者等から（介護予防）住宅改修費承認通知書を受領した旨の連絡があった場合、速やかに当該通知に係る住宅改修を行うこと。その際、当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行うこと。

５　福祉用具販売又は工事完了後、事業者は、要介護被保険者等の自己負担金の支払いを受けるものとし、これを減免又は超過しないこと。また、自己負担金の受領後、要介護被保険者等へ領収証を発行すること。

６　町長が事前協議又は支給申請を受けて、要綱で定める対象者の要件に該当しないことを理由に不支給の決定をした場合には、償還払いによる再申請になることを要介護被保険者等に十分説明を行い、理解を得ること。

７　琴浦町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払制度による住宅改修に関する記録を整備し、当該福祉用具販売及び住宅改修の完結の日から５年間保存すること。

８　琴浦町が必要と認めて福祉用具購入及び住宅改修に関する指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求めたときはこれに応じること。また、関係法令、琴浦町の要綱又は本誓約書の遵守事項等に違反し、その是正について琴浦町から指導を受けたときには、直ちにこれに従うこと。

９　福祉用具販売及び住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の生命、身体、財産等に損害を与えた場合は、その責任の範囲において損害を賠償すること。

１０　事業者が琴浦町に債権者登録を行っていない場合は、速やかに債権者登録を行うこと。